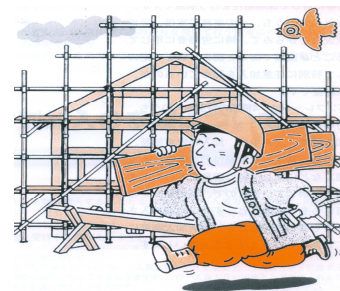


労働保険特別加入

(一人親方用)



特別加入者の範囲

- ①一人親方 労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする経営者、事業主、会社役員(アルバイト等を年間100日以下での雇用も可)で②の種類の実業を行う方が特別加入できます。※中小事業主となった時は、一人親方の特別加入は認められません。
- ②建設の実業を行う方(大工、左官、とび電気工事等の建設作業)

補償の対象となる範囲

(1) 建設業の業務災害について

- ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合
- イ 請負工事現場における作業、及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- ウ 請負契約に基づくことが明らかな建設作業を、自家内作業場において行う場合
- エ 請負工事に係る機械及び製品を運搬する作業(手工具類程度の物を携行して通勤する場合を除きます)、及びこれに直接附帯する行為を行う場合
- オ 突発事故(台風、火災等)等による予定外の緊急の出勤途上

(2) 通勤災害について

通勤災害については、一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

労働保険料および会費

保険料計算方法：希望する給付基礎日額×365日×保険料率

【保険料計算例】 希望する給付基礎日額が10,000円の場合

1年間の保険料 $10,000 \text{円} \times 365 \text{日} \times ※18 / 1000 = 65,700 \text{円}$
(※保険料率は改定されることがあります)

【会費】 年額 12,000円 (月額 1,000円)

会費は労働保険料と合わせて一括納入(原則3月中の入金)とします。

富山SR一人親方建設業組合

〒930-0018 富山市千歳町1丁目6番18号 河口ビル2階(富山県社会保険労務士会内)

TEL 076-441-0441 FAX 076-441-0255

(富山県社会保険労務士会の組織です。手続きは社会保険労務士が協力します)